

パンフレットスタンド設置仕様書

1 主な仕様等

(1) 広告の種類

パンフレットスタンドの設置

(2) 設置場所

各庁舎の正面玄関内等（配置可能場所については別紙庁舎略図参照）

(3) 設置台数

合計10台（各庁舎×2台）

(4) スタンドのサイズ等

A4版2列5段程度

幅600mm×高さ1600mm×奥行き500mm程度（本体）

(5) その他留意事項

幼児や高齢者も頻繁に出入りするスペースであることから、設置するスタンドについては、安全性が確保されるものであること。

2 広告の掲示期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

3 パンフレットスタンドの設置等

(1) パンフレットスタンドの設置・撤去及びパンフレット類の掲出・補充・撤収は、広告取扱業者の責任において行うものとする。

(2) パンフレット類の掲出等に当たっては、当該設置場所に属する事業所管課室（各地方局地域政策課又は各支局総務県民室）と協議のうえ、業務に支障が生じない時間帯に行うものとする。

4 行政財産の使用許可等

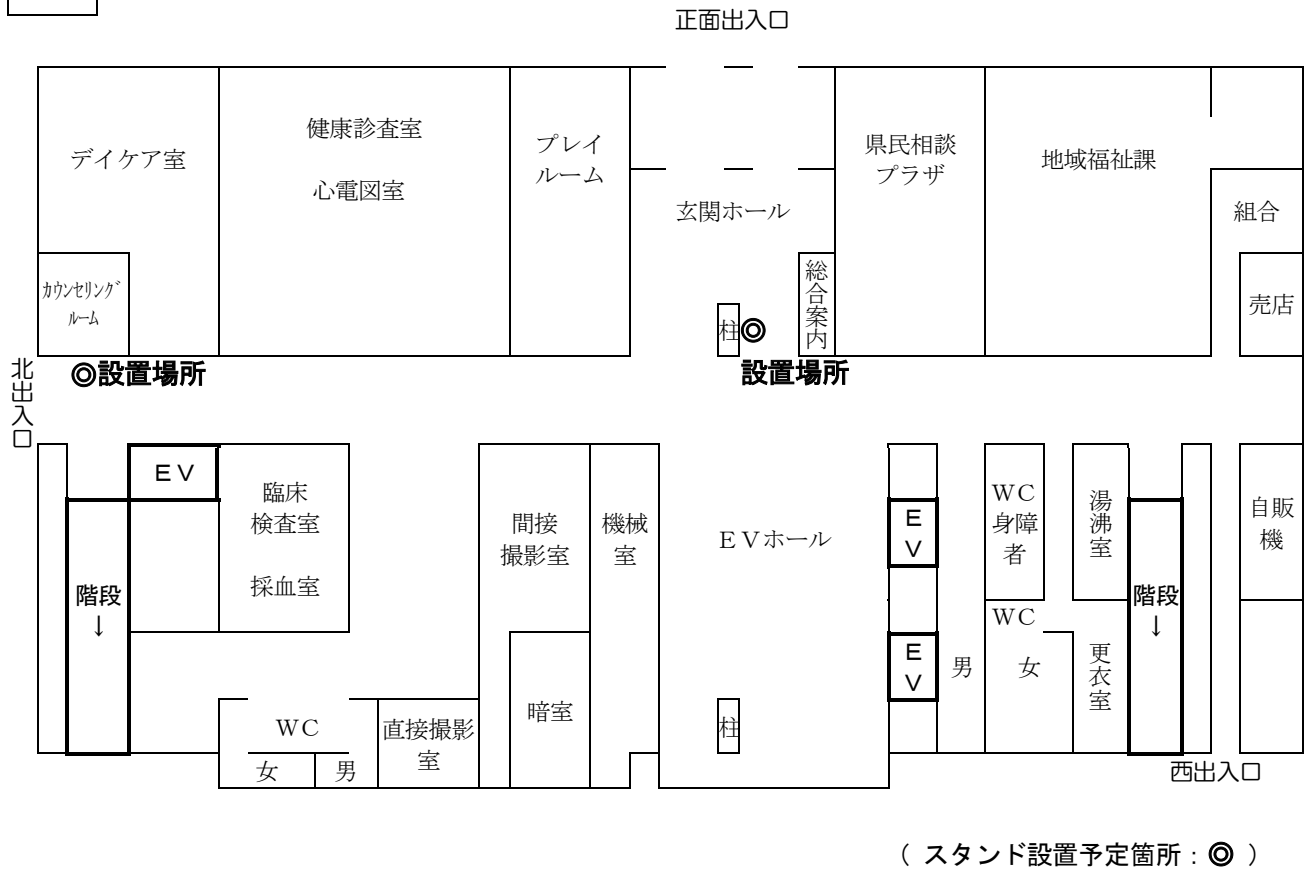
パンフレットスタンドの設置に当たり、広告取扱業者は、庁舎ごとに行政財産使用許可申請書を提出し、各庁舎管理者の許可を受けるとともに、使用面積に応じ行政財産使用料を各地方局ごとに納付しなければならない。

（参考：行政財産使用料 m²当たり2,390円/年）

(別紙)

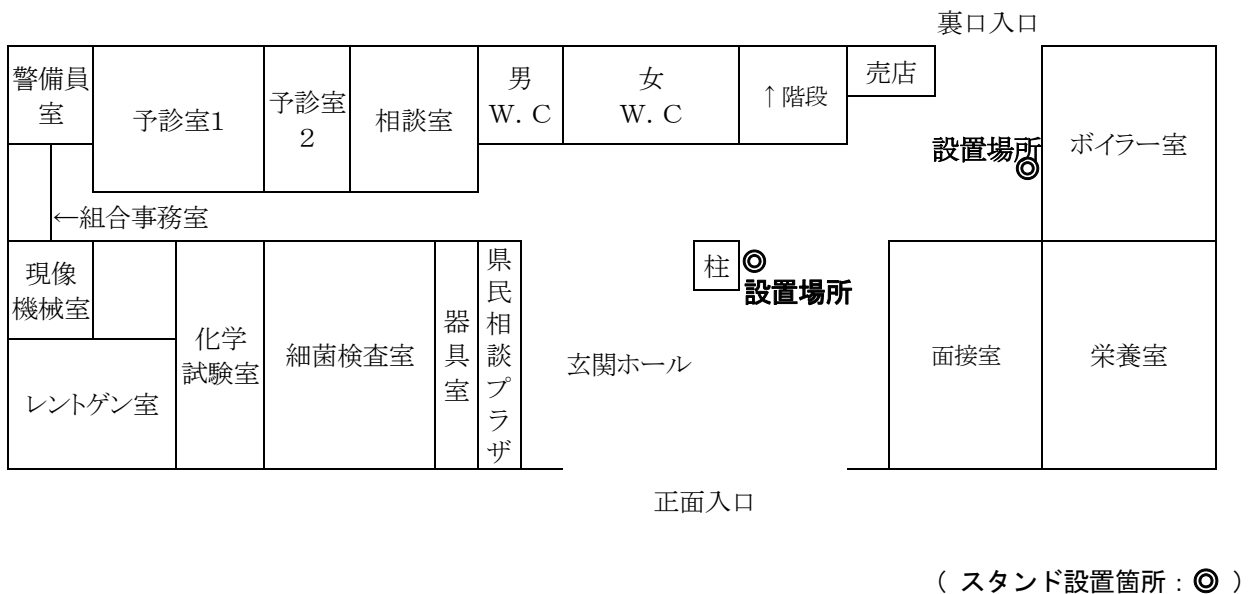
○愛媛県西条庁舎（東予地方局）

1 F



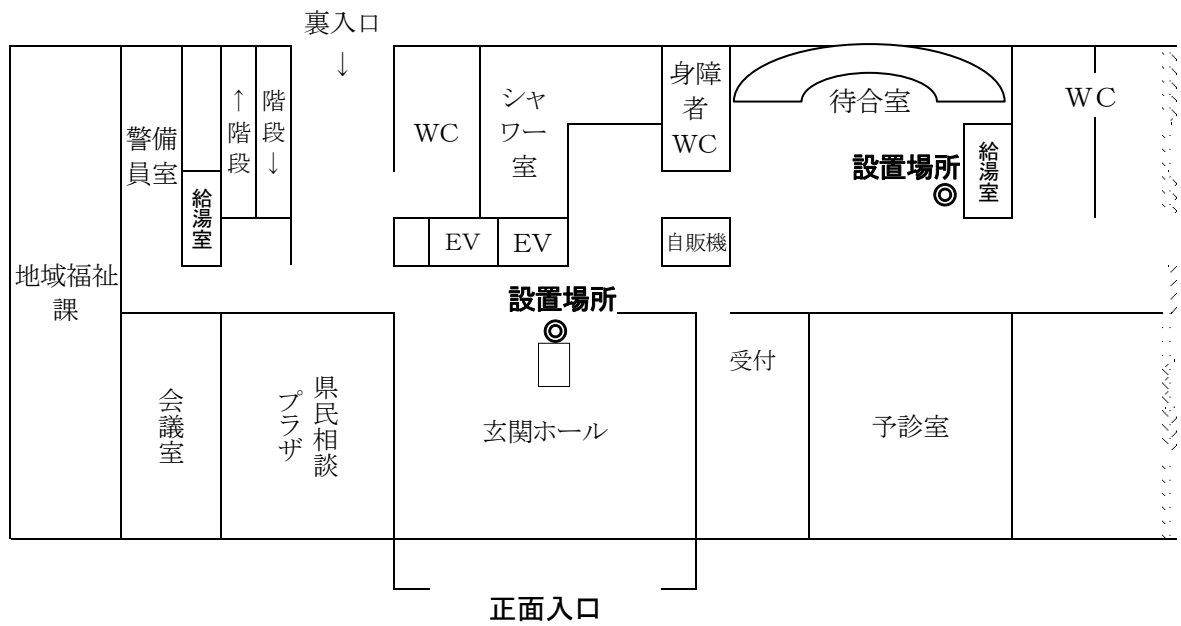
○愛媛県今治庁舎（東予地方局今治支局）

1F



○愛媛県松山庁舎（中予地方局）

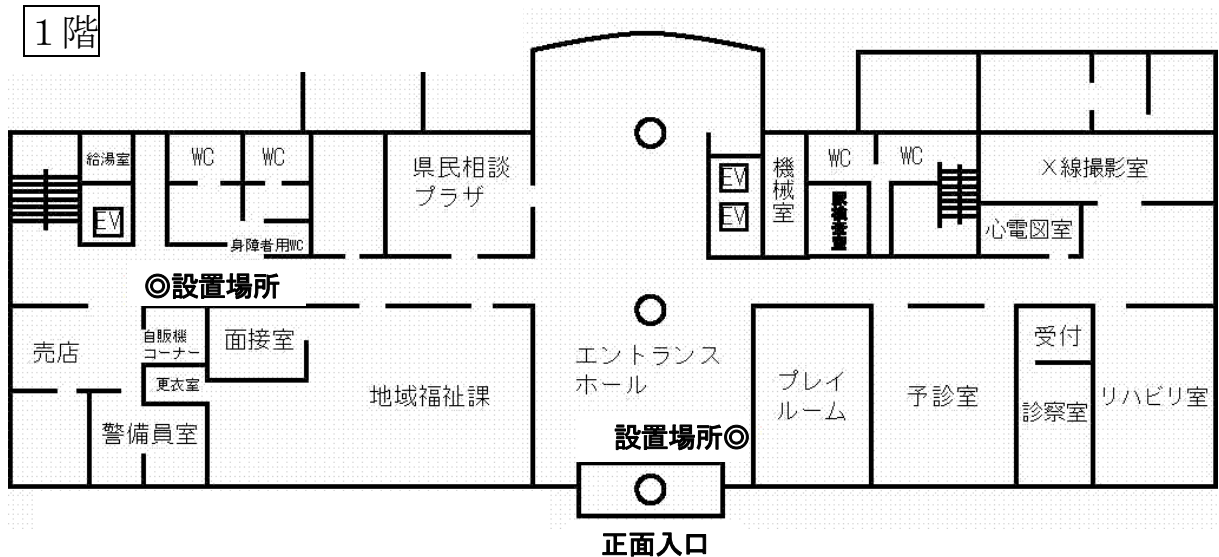
1F



(スタンド設置箇所：◎)

○愛媛県宇和島庁舎（南予地方局）

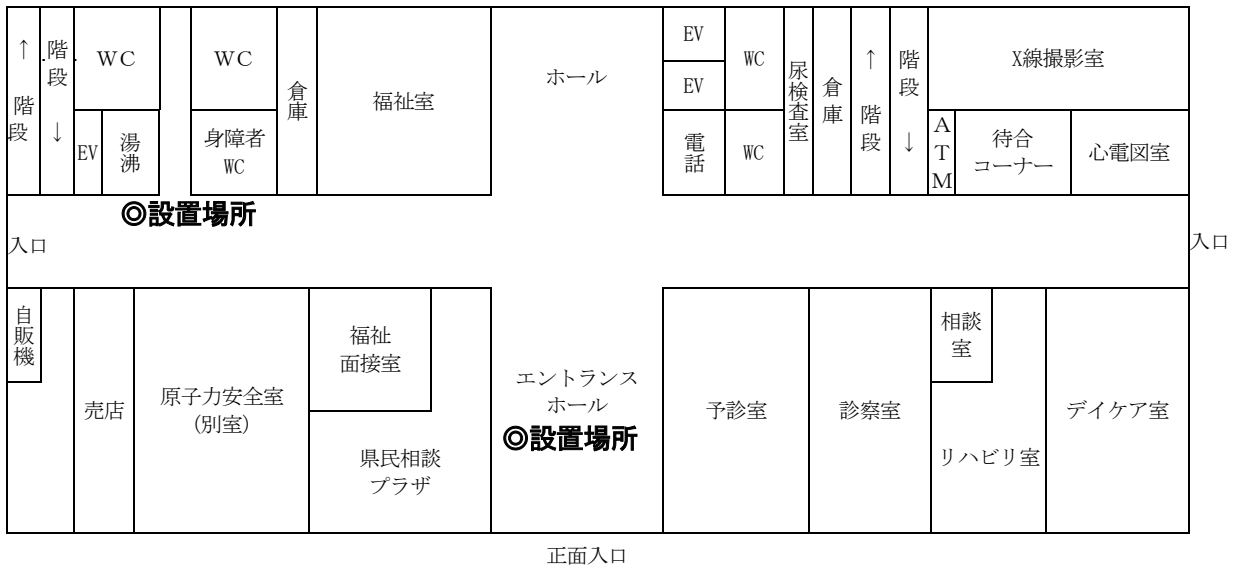
1階



(スタンド設置箇所：◎)

○愛媛県八幡浜庁舎（南予地方局八幡浜支局）

1F



(スタンド設置箇所 : ◎)